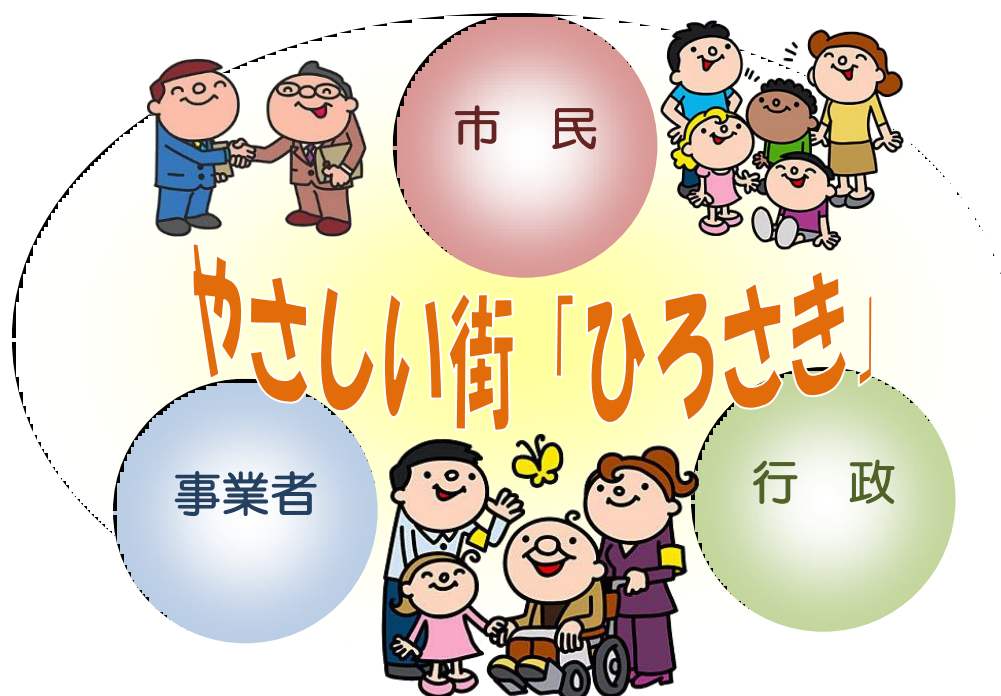


やさしい街「ひろさき」づくり計画

～誰もが快適で、安全・安心に暮らせる街～

(概要版)



やさしい街づくり計画とは・・・

この計画は、障がいの有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、可能な限りすべてのひとが「安全で安心することができ、快適で便利な街である」と実感できる「まちづくり」のあるべき姿として、ひとつのカタチを示したものです。

この計画で、やさしい街づくりの基本的な方向性としての「考え方」を明確にし、市民・事業者・行政がそれぞれ取り組むべき「進め方」を示すことで、市民・事業者がそれぞれの立場から自主的かつ主体的に考え、行動するきっかけとなり、市の積極的な取り組みにより、やさしい街の実現を目指します。

計画の概要

目的

誰もが快適で、安全・安心に暮らせる街の実現のため、日々の暮らしや活動の基盤となる公共施設の整備をはじめ、やさしい街づくりに資するハード・ソフト両面の取り組みを体系的に示し、市民・事業者・行政が一体となって推進することを目的に、『やさしい街「ひろさき」づくり計画』を策定するもの。

性格・位置づけ

この計画は、弘前市アクションプラン（※）に基づいて策定するものです。この計画の目的を達成するために、市の各種関連計画とも整合をとり、各種施策・事業と連携を図ります。

この計画は、誰もが快適で、安全・安心に暮らせる街の実現に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれ取り組むべき方向性を示した指針となるものです。

この計画を、市が行うやさしい街づくりに関する施策の基本的な指針として位置づけ、やさしい街づくりの実現に向けた施策・事業の推進を図ります。

※アクションプランは、市長選挙で掲げられたマニフェストを実行するために、平成 22 年 10 月に策定した市の計画で、総合計画に位置付けられるものです。（計画期間：平成 22～25 年度）

構成

この計画は、やさしい街づくりの「考え方」、「進め方」、「実現に向けた取り組み」の3つによって構成されます。

①考え方

考え方では、やさしい街づくりの枠組みを示し、そのために必要な視点を明らかにし、それらに基づいた4つの基本方針を示します。

②進め方

進め方では、考え方で示した4つの基本方針に基づいて、市民・事業者・行政（市）がそれぞれの立場から進めるべき具体的な取り組みを示します。

③実現に向けた取り組み

実現に向けた取り組みでは、やさしい街づくりに関する情報の周知のほか、地区の課題の共有化などの実現化方策を示します。

なお、社会情勢の大きな変化や、関連計画の見直しなど、必要に応じて随時見直しを行います。

やさしい街づくりの考え方

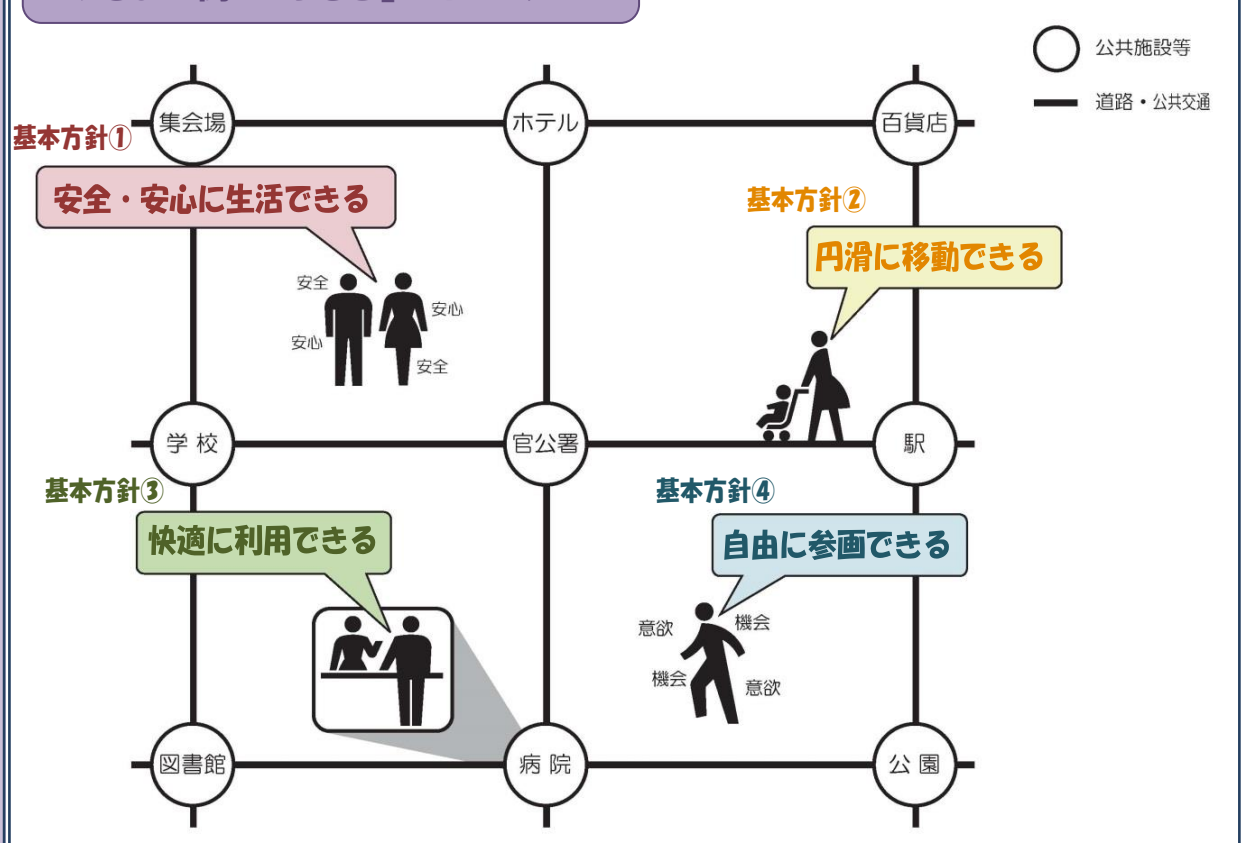
「やさしい街づくり」とは、高齢者、障がいのある人、子どもや小さな子ども連れの人、観光客や外国人など、誰もが安心して生活し、気軽に出かけられ、訪れることができる街をつくっていくことです。

街には、道路や公園などの公共施設のほか、日常生活に必要なお店や病院、郵便局、銀行などの多くの人々が利用する施設や、地域住民や観光客などの移動手段となる公共交通機関など、日常生活に必要な多くの施設があります。

やさしい街を実現するためには、誰にとっても利用しやすく快適な施設が整備され、どんな交通手段でも快適で自由に移動することができ、安心して快適に日常生活を送ることができるよう、地域の人々がともに支え合い、行動することが必要です。

そのために必要と思われる4つの視点 ①安全・安心、②利便性、③快適性、④協働・参画 をもとにやさしい街づくりを検討します。

やさしい街「ひろさき」～イメージ～



視点① 安全・安心

いつ起こるか分からない地震や台風、集中豪雨などの自然災害に強い街、交通事故や犯罪を心配することなく通学、通勤、買い物ができる街、雪が多い時も安心できる街など、「安全・安心」という視点から街づくりを検討する必要があります。

基本方針①：安全・安心に生活できる街づくり

地震、豪雪などの災害対策や、防犯・交通安全対策などにより、誰もが安心して生活することができ、訪れた人が安心して行動できる街の実現を目指します。

(1) 災害対策の充実

- 災害に強い都市構造の構築
- 防災意識の向上や日頃からの備え
- 災害時における迅速な対応可能な体制づくり など

(2) 防犯対策の充実

- 防犯性の高い施設整備
- 適切な情報の提供
- 市民・事業者・行政が一体となった防犯対策の推進 など

(3) 生活道路の安全確保

- 安全・安心な歩行者空間の整備
- 交通安全設備の整備
- 自動車の走行速度の抑制
- 通過交通の排除
- 交通弱者への配慮 など

(4) 交通ルールの順守と交通マナーの向上

- 交通ルールの順守と思いやりのある交通マナーの実践 など

(5) 除雪支援体制の充実

- 除雪ボランティア等による除雪困難者でも安心して生活できる支援体制づくり など

(6) 地域での支え合いづくりの推進

- 近所と交流のある地域コミュニティづくり
- 市民参加、地域活動を促進する体制の充実



視点② 利便性

通勤・通学に便利な街、毎日の生活や買い物がしやすい街、観光客が訪れやすい街、知りたい情報を得られる便利な街など、「利便性」という視点から街づくりを検討する必要があります。

基本方針②：円滑に移動できる街づくり

徒歩や自転車、自動車、バスなどのさまざまな交通手段により、誰もが気軽に出かけられ、訪れやすい街の実現を目指します。

(1) 道路のバリアフリー化の推進

- 歩道の整備・拡幅、段差解消 交通ルールやマナーの教育 など

(2) 冬期交通の確保

- 地域の実情に即した効率的・効果的な除排雪
- 再生可能エネルギー等を活用した融雪 など

(3) 円滑な交通ネットワークの形成

- 道路や公共交通などにより街なかと郊外の生活拠点間の連携強化
- 自動車や公共交通、自転車等の適切な組み合わせにより、円滑に移動することができる交通ネットワークの形成

(4) 公共交通の利用環境の充実

- 公共交通の利便性向上、利用促進に向けた取り組み
- 交通結節点の整備 など

(5) コンパクトなまちづくりへの転換

- 住宅、既存ストックの有効活用
- 住宅、学校、商店、福祉施設などの都市機能の適切な配置
- 必要以上に自動車に依存しないコンパクトなまちづくり

(6) 歩行者・自転車空間の充実

- 歩きやすい歩行者空間の確保
- 安全かつ快適に利用できる自転車利用環境の整備

(7) 街なかの案内・誘導の充実

- 適切な案内・誘導板の設置
- さまざまな情報提供手段の連携などによる情報提供の充実

(8) 外出や移動の支援体制の充実

- 外出支援サービスの充実
- 外出支援に関する情報提供の充実



視点③ 快適性

自然とふれあい、憩うことができる快適な街、公害がなく、ごみが散乱していない快適な街、快適な環境で利用できる施設のある街など、「快適性」という視点から街づくりを検討する必要があります。

基本方針③：快適に利用できる街づくり

日常生活に必要なお店、病院や図書館、郵便局や銀行、駅や公園など不特定多数の人が利用する施設を、誰もが心地よく利用できる街の実現を目指します。

(1) 利用しやすい施設づくりの推進

- 不特定多数の人が利用する施設のバリアフリー化
- ユニバーサルデザインの視点に配慮した施設づくりの推進

(2) 施設案内・介助等の受入体制の充実

- 人的サービスの充実
- 施設の管理・運営における工夫

(3) 公園・緑地の保全・整備

- 自然を感じられる豊かなみどり空間の保全・創出
- ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備・改善の推進



(4) 生活環境の保全

- 市民一人ひとりの基本的な生活ルールへの順守
- 公害対策をはじめとする環境衛生対策

(5) 良好な景観づくりの推進

- 岩木山をはじめとする豊かな自然景観の保全
- 歴史と伝統が息づく風格のある景観づくり
- 歴史や文化、風土に根ざした弘前ならではの良好な景観づくり



(6) 公共施設の有効活用の推進

- 既存の公共施設のニーズに対応した最大限の活用
- 誰もが楽しく快適に利用できる公共施設の有効活用の推進

視点④ 協働・参画

市政や地域活動、ボランティア活動に参加しやすい街、学びに取り組みやすい街、地域の行事やイベントに参加しやすい街、困っている人に協力しやすい街など、「協働・参画」という視点から街づくりを検討する必要があります。

基本方針④：自由に参画できる街づくり

さまざまな地域活動やボランティア活動のほか、行政のまちづくりなどに、誰もが自由に参画できる街の実現を目指します。

(1) 情報共有と市民参画の推進

- 市内で活動する団体の情報提供
- さまざまな手段によるわかりやすい情報提供 など

(2) 生涯学習等による学ぶ機会の充実

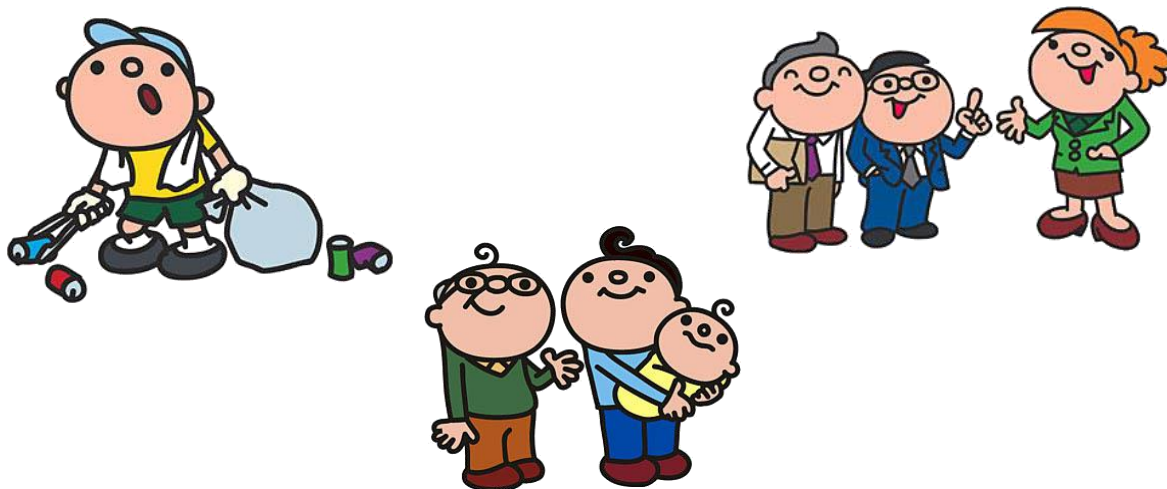
- 生涯にわたって主体的に学習できるよう生涯学習機会や情報の提供
- 幅広い学習支援環境づくりの推進

(3) 地域活動やボランティア活動への参加の促進

- 地域活動やボランティア活動のさらなる理解と周知
- 活動を街づくりに活かすことができる体制づくり、環境整備

(4) 協働によるまちづくりの推進

- 市民・事業者・市がそれぞれの役割分担
- 一緒にまちづくりを進めていく協働によるまちづくりの推進



やさしい街づくりの体系図

基本方針①

安全・安心に生活できる街づくり

具体的な 取り組み

- (1) 災害対策の充実
- (2) 防犯対策の充実
- (3) 生活道路の安全確保
- (4) 交通ルールの順守と交通マナーの向上
- (5) 除雪支援体制の充実
- (6) 地域での支え合いづくりの推進

基本方針②

円滑に移動できる街づくり

具体的な 取り組み

- (1) 道路のバリアフリー化の推進
- (2) 冬期交通の確保
- (3) 円滑な交通ネットワークの形成
- (4) 公共交通の利用環境の充実
- (5) コンパクトなまちづくりへの転換
- (6) 歩行者・自転車空間の充実
- (7) 街なかの案内・誘導の充実
- (8) 外出や移動の支援体制の充実

基本方針③

快適に利用できる街づくり

具体的な 取り組み

- (1) 利用しやすい施設づくりの推進
- (2) 施設案内・介助等の受入体制の充実
- (3) 公園・緑地の保全・整備
- (4) 生活環境の保全
- (5) 良好な景観づくりの推進
- (6) 公共施設の有効活用の推進

基本方針④

自由に参画できる街づくり

具体的な 取り組み

- (1) 情報共有と市民参画の推進
- (2) 生涯学習等による学ぶ機会の充実
- (3) 地域活動やボランティア活動への参加の促進
- (4) 協働によるまちづくりの推進

実現に向けた取り組み

周知と課題の共有化

(1) わかりやすい情報提供

市民・事業者・行政が一体となって、やさしい街づくりの推進するためには、まちづくりの主体となる市民・事業者・行政それぞれが十分にやさしい街「ひろさき」づくり計画を理解し、やさしい街づくりに関する情報を共有することが重要です。

このため、広報やホームページへの掲載、概要版やパンフレットの配布などにより、やさしい街づくりに関する情報を市民や事業者にわかりやすく提供するなど、積極的な周知に努めます。

また、行政（市）の施策・事業が、やさしい街づくりに沿った形で展開していくため、関係部局に対する計画の周知を図ります。

(2) 地区カルテの作成

現状の問題点の把握をきっかけに弘前市と構成する地区の課題を地区住民が共有することで、住民・事業者・市がそれぞれの立場から主体的にやさしい街づくりを行うことが重要であります。

このため、やさしい街づくりを行うきっかけづくりとして、地区の問題点や課題を地図に載せて視覚的にわかりやすい資料となる地区カルテを作成し、住民・事業者の自主的な行動を促進するとともに、市の各種施策・事業と連携したやさしい街づくりの推進を目指します。

なお、作成にあたっては、将来の都市づくりの指針である「弘前市都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2）」の地域別構想づくりの中で進めることとし、地区住民が主体的に実践するやさしい街づくりへの展開を期待します。

Q: あなたは街で困っている人を見かけたら、どうしますか？ 声をかけてみませんか？

(街なかで)

道に迷って困っている人がいたら、積極的に声をかけ、やさしく道を案内してあげましょう。

⇒⇒⇒2 (7) 街なかの案内・誘導の充実



(デパート等で)

高齢者や障がい者など、施設内の移動や設備の利用で困っている方がいたら、積極的に声をかけ、相手の気持ち確かめた上で必要な手助けをしましょう。

⇒⇒⇒3 (2) 施設案内・介助等の受入体制の充実



Q: あなたは利用する人の立場になって施設づくりを進めていますか？ いろんな立場の人の視点で考えてみよう。

(不特定多数の人が利用する施設管理者は)

多様な利用者を念頭において、文字の大きさや色、ピクトグラムのほか、多言語表示など表示内容を工夫するとともに、利用動線を考慮し、案内情報が必要とする場所に設置するなど、わかりやすい施設案内・誘導サインの整備に努めましょう。

⇒⇒⇒3 (1) 利用しやすい施設づくりの推進



従業員等に対する接遇・介助の学習等研修の実施や、教育プログラム・ハンドブックの作成など接遇・介助に関する教育環境の充実を図り、接遇・介助レベルの更なる向上に努めましょう。

⇒⇒⇒3 (2) 施設案内・介助等の受入体制の充実



やさしい街「ひろさき」づくり計画(概要版)

平成26年3月

弘前市 都市環境部 都市政策課
〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1
TEL 0172-35-1134 FAX 0172-35-3765

E-mail : toshiseisaku@city.hirosaki.lg.jp

http : //www.city.hirosaki.aomori.jp/